令和８年10月９日

組　合　員　各　位

里浦農業協同組合
代表理事組合長　平田　敏
（公 印 省 略 ）

共済規程の一部変更について（周知）

共済規程の一部変更について、下記のとおり令和８年９月28日開催の理事会において議決しましたので、定款第52条第２項の規定にもとづき掲示いたします。

なお、変更の内容については、今後、徳島県知事の承認を受け、効力が生ずることとなります。

記

１．変更内容

自動車損害賠償責任共済について、法令改正への対応を行うとともに、現行実務との整合等を図るため、共済規程の一部を変更する。

２．実施時期

令和９年４月１日

（参考）

① 法改正対応

・人傷または自賠責保険の清算請求にあたって、電磁的方法による請求も含まれるよう解釈を変更。

② 運用に合わせた規定の整備

・同清算請求にあたって、自動運行装置を備えているときは、当該装置の作動状況の通知を明記。

上記２点について、現行の運用および共済約款との整合にあわせてJA共済規程の整備を行います。①、②のいずれも現行の運用を変更するものではありません。詳細な変更内容については、当組合HPへの掲示をご参照ください。

以　上

別紙２

共済規程変更条文新旧対照表（案）

（下線部分は変更部分）

改　　正　　後	改　　正　　前
第４章　自動車損害賠償責任共済に関する事項	第４章　自動車損害賠償責任共済に関する事項
（共済金等の支払） 第16条　この組合は、共済契約者又は被共済者が第３条に規定する損害賠償責任を負ったことによる損害又はその原因となるべき事実が発生したことを知ったときは、共済契約者又は被共済者に対し、次のことを遅滞なく、この組合に通知させる。 （１）　〔略〕 （２）被共済自動車が、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第41条に規定する自動運行装置を備えているときは、当該装置の作動状況 （３）第１号に掲げる事項について証人となる者がある場合は、その者の氏名及び住所 （４）　〔略〕	（共済金等の支払） 第16条　この組合は、共済契約者又は被共済者が第３条に規定する損害賠償責任を負ったことによる損害又はその原因となるべき事実が発生したことを知ったときは、共済契約者又は被共済者に対し、次のことを遅滞なく、書面でこの組合に通知させる。 （１）　〔略〕 （２）前号に掲げる事項について証人となる者がある場合は、その者の氏名及び住所 （３）　〔略〕

改　　正　　後	改　　正　　前
2　この組合は、前項の事項のほか、この組合が特に必要とする書類又は証拠となるものを共済契約者又は被共済者に対し、この組合に提出させることができる。	2　この組合は、前項の書類のほか、この組合が特に必要とする書類又は証拠となるものを共済契約者又は被共済者に対し、この組合に提出させることができる。
3　被共済者が共済契約に基づいて損害のてん補を受けようとするときは、共済金支払請求書に損害賠償金の支払を証明する書類又は証拠その他この組合が必要とする書類又は証拠を添え、これをこの組合に提出させる。	3　被共済者が共済契約に基づいて損害のてん補を受けようとするときは、共済金支払請求書に損害賠償金の支払を証明する書類その他この組合が必要とする書類を添え、これをこの組合に提出させる。
9　この組合は、令第12条において準用する令第３条に規定する書面により被害者から損害賠償の請求を受けた場合（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）第６条及び自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（令和５年国土交通省令第７号）第10条第２号の規定に基づき電磁的方法により請求を受けた場合を含む。）は、遅滞なく、法第23条の３において準用する法第16条の４第１項に規定する書面を被害者に交付する。	9　この組合は、令第12条において準用する令第３条に規定する書類により被害者から損害賠償の請求を受けた場合は、遅滞なく、法第23条の３において準用する法第16条の４第１項に規定する書面を被害者に交付する。
16　この組合は、令第12条において準用する令第６条に規定する書面により、被害者から法第23条の３において準用する法第17条第１項に規定する仮渡金（以下この条において「仮渡金」という。）の支払の請求を受けたときは、遅滞なく、請求に係る金額を支払う。	16　この組合は、令第12条において準用する令第６条に規定する書類により、被害者から法第23条の３において準用する法第17条第１項に規定する仮渡金（以下この条において「仮渡金」という。）の支払の請求を受けたときは、遅滞なく、請求に係る金額を支払う。

改　　正　　後	改　　正　　前
（災害等による特別措置） 第20条　この組合は、第８条、第10条及び第11条の規定にかかわらず、災害等に伴い、道路運送車両法第61条の２の規定により自動車検査証の有効期間の伸長が行われた場合には、共済契約締結の手続及び共済掛金の収納について、全国共済連が定めた特別措置を適用することができる。	（災害等による特別措置） 第20条　この組合は、第８条、第10条及び第11条の規定にかかわらず、災害等に伴い、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第61条の２の規定により自動車検査証の有効期間の伸長が行われた場合には、共済契約締結の手続及び共済掛金の収納について、全国共済連が定めた特別措置を適用することができる。

附　則

この変更は、行政庁の承認があった日以後、令和９年４月１日（行政庁の承認が令和９年４月２日以後に行われたときは、その承認があった日とする。）から施行する。